

## 施設カルテ

番号	(17)-1	名称	いちょう公園テニスコート	分類	屋外スポーツ施設
----	--------	----	--------------	----	----------

## 【施設概要】

所在地	東下谷地115番548(いちょう公園敷地内)				
所管課	社会教育・体育課				
設置根拠法令	おいらせ町公園条例				
管理運営形態	直営	指定管理者名	—		
土地	所有形態	町	敷地面積	4,250 m <sup>2</sup>	
施設	所有形態	町	施設面積	4,250 m <sup>2</sup>	
	築年月	S 54年 11月	1979年		
	処分制限期間	30年	経過年数	46年	
	構造				
	地上	1階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応 無し
	地下	-階	PCB対応	無し	バリアフリー対応 非対応
	収容人員	-人	貸出可能単位数	48単位	

## 【利用状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数(人)	5,727	5,033	4,560	4,730	3,920
年間開場日数(日)	207	214	219	200	198
利用単位数(単位)	15	13	13	13	13
開場日あたり平均利用人数(人/日)	28	24	21	24	20
稼働率(%)	31.3%	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%

## 【経費状況】

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	施設使用料・手数料	273	340	340	280
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	273	340	340	280
支出	光熱水費	0	0	0	0
	修繕費	0	389	17	171
	委託料	541	585	0	0
	指定管理料	0	0	0	2,970
	工事費	0	0	0	30,041
	その他	0	120	0	0
	合計	541	1,094	17	33,182
	収支	△ 268	△ 754	323	△ 32,902
					△ 63,644

## 【コスト状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者あたり(円/人)	47	150	△ 71	6,956	16,236
床面積あたり(円/m <sup>2</sup> )	63	177	△ 76	7,742	14,975
開場日あたり(円/日)	1,295	3,523	△ 1,475	164,510	321,434
人口あたり(円/人)	11	30	△ 13	1,308	2,527

【施設の状態】

クラブハウス	照明設備	競技面 人工芝	—	—	—	—	—
B	A	A	—	—	—	—	—

劣化状況の概要

無し（R5に照明器具改修工事、照明柱塗装工事、R6に人工芝等更新工事実施）。クラブハウスは別にカルテ有。

【評価基準】

評価	基 準			
	A	B	C	D
A	・概ね良好な状態。			
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。	・清掃、バッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。		
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。	・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。	・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。	
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。	・施設の耐久性に影響を与えている状態。	・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。	・法令点検で不適格の状態。

【建物内部】

評価	基 準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	照明設備が設置されている公式競技が可能な4面人工芝のテニスコートであり、町スポーツ少年団、町スポーツ協会、学校部活動のほか、利用率が高いおいらせ町唯一の重要な施設である。		
管理方針	長寿命化	当町に2箇所あるテニスコートの維持管理経費縮減のため、令和6年度に下田公園テニスコートを廃止し本施設に集約化するとともに、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	<p>昭和54年度に整備した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見られないが、全体的な競技面人工芝の摩耗や一部剥がれがみられる。照明柱の塗装及び照明については令和5年度に工事を実施し改修している。人工芝の改修については令和5年度から6年度にかけて実施設計を行い、令和6年度に擁壁の塗装及び人工芝改修工事を実施した。</p> <p>財産処分制限期間経過による単純更新費用104,300千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策費用98,465千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p>【長寿命化対策に係る優先事項】</p>		
処分制限期間	30年	平成20年度まで)	目標使用年数
計画期間	21年	(平成29年度から令和19年度まで)	
期間設定の考え方	<p>適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から30年程度は長寿命化が可能と考えられる。</p> <p>建築物については(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」、建物付属設備・構築物については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分の制限を受ける期間 国土交通省・文部科学省」を準用した。</p>		

## 【工事履歴・計画】

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。